

「設置補助金の交付決定を受けたみなさまへ」



————— 大事なお知らせです。必ずお読みください。

【補助金交付の手続の流れ】



【大村市合併処理浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱について】

- 下記の場合、「変更承認申請書」（様式第3号）を市長宛てに提出し承認を受けてください。（提出先は上下水道局業務課）

- 設置補助金交付申請の内容を変更するとき
- 補助事業を中止や廃止をしようとするとき

また、設置が予定の期間内に完了しないとき、又は施行が困難になったときも、市長に報告してその指示を受けてください。（報告先は上下水道局業務課）

- 浄化槽の設置が(※)完了したときは、その年度中に「合併処理浄化槽設置費補助金実績報告書」（様式第5号）に、下記の書類を添えて市長宛て提出してください。（提出先は上下水道局業務課）※完了とは下記の①②④すべての手続が終了した日以降になります。

- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
※補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合は、自ら行うことができることを証明する書類
- ② 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③ 施工中及び完成後の写真（ただし完成後の写真は3枚提出）
- ④ 設置工事費の領収書の写し
- ⑤ 浄化槽検査確認票
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※実績報告書が提出されますと、ほどなく実地検査を実施しますので竣工図をご準備ください。

• 市長は、補助対象者が下記のいずれかに該当すると認めるときは、設置補助金交付の決定を取り消し、既に設置補助金を交付した場合は、その全部又は一部の返還を命じることができます。

- この要綱及び大村市補助金等交付規則の規定に違反したとき
- 浄化槽法の規定に違反したとき
- 不正な手段により補助金の交付を受けたとき

• 浄化槽の維持管理費について 補助金交付の対象となるのは次の人です。

- 設置補助金の交付を受けた人
- 浄化槽の維持管理を適正に行っている人
- 市税の滞納のない人

ただし、下記のいずれかに該当する人に対しては、補助金は交付されませんのでご注意ください。

- 下水道等の整備が終了した区域において、供用開始後6か月を経過して合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽を使用し維持管理を行っている人
- 浄化槽法第11条に基づく法定検査を受検していない人。ただし、設置して間がないとき、又は下水道等に接続したときで同条に基づく法定検査の受検を要しない場合は、この限りではありません。

• 管理費補助金の交付を受けようとする人は「**合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書**」及び「**実績報告書**」に、次の書類を添えて、市長宛て提出してください。（提出先は上下水道局業務課）

- ① 浄化槽法第11条に基づく法定検査料の領収書の写し
- ② 保守点検委託料領収書及び記録票の写し
- ③ 清掃委託料領収書及び記録票の写し
- ④ その他維持管理に必要と認められる費用の領収書の写し

- 市長は、管理費補助対象者が次の下記のいずれかに該当すると認めるときは、管理費補助金交付の決定を取り消すことができます。すでに管理費補助金を交付した場合は、その全部又は一部の返還を命じることができます。

- この要綱及び大村市補助金等交付規則の規定に違反したとき
- 浄化槽法の規定に違反したとき
- 不正な手段により補助金の交付を受けたとき

【参考】「大村市補助金等交付規則」について

- 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途への使用しないでください。
- 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。
- 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けてください。

ご不明の点は、お気軽にお問い合わせください。

上下水道局業務課総務グループ (TEL)0957-53-1116